

# 「指定通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(宮崎県 4570202483 )

当事業所はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## 1. 事業者

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名   | 株式会社 環             |
| (2) 法人所在地 | 宮崎県都城市高城町大井手449番地2 |
| (3) 電話番号  | 0986-58-6059       |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 日高 恵子        |
| (5) 設立年月日 | 平成23年9月16日         |

## 2. 事業所の概要

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| (1) 事業所の種類  | 通所介護                |
| (2) 事業所の名称  | デイサービスセンター めぐる      |
| (3) 事業所の所在地 | 宮崎県都城市高城町大井手2651番地1 |
| (4) 電話番号    | 0986-53-2012        |
| (5) 管理者     | 日高 純朗               |
| (6) 開設年月日   | 平成24年4月1日           |
| (7) 利用定員    | 38人                 |

### 3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

都城市、北諸県郡三股町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
受付時間	8:30～17:30 (左記は基本であり随時受付可能です)
サービス提供時間	月～土 8:30～16:30

### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

管理者	常勤1名	計1名
生活相談員	常勤1名	計1名
介護職員	常勤4名 非常勤 6名 (調理師3名)	計10名
機能訓練指導員	常勤1名 非常勤 1名	計2名
看護職員	常勤1名 非常勤2名	計3名

### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |  |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合 |
|--|

があります。

#### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

#### ① 入浴

・入浴または清拭を行います。

#### ② 排泄

・ご利用者の排泄の介助を行います。

#### ③ 個別機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

④ 送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、所定の送迎費をご負担いただきます。

※ 介護保険制度改定に伴いサービスに変更があった場合、別紙にて担当者よりご説明、ご利用者の同意をいただきます。

〈サービス料金（1回あたり）（1）介護給付費〉

ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービス料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります）

☆ご利用者に提供する食事にかかる費用は別途いただきます。（下記表参照）

☆介護保険の給付額や負担率に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

■通常規模型通所介護費（7時間以上9時間未満の場合）

ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用料金 ご利用者負担額【1割】	656円	775円	898円	1,021円	1,144円
入浴介助 ご利用者負担額【1割】	50円	50円	50円	50円	50円
個別機能訓練 ご利用者負担額【1割】	46円	46円	46円	46円	46円
中重度ケア体制加算 ご利用者負担額【1割】	45円	45円	45円	45円	45円
基本利用料合計金額 ※ご利用者負担合計金額【1割】	797円	916円	1,039円	1,162円	1,285円
介護職員処遇改善加算	全報酬単位の4%				

※ 送迎料金は、サービス利用料金に含まれます。

（ご家族等で送迎される場合は、片道47円、往復94円減算となります。）

※ 介護保険外のサービスとしまして食費300円をご利用者負担とさせていただきます。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担とさせていただきます。

### ① 食事の提供（食費）

食費は1食300円とさせていただきます。

### ② レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただくこともあります。

## (3) 利用料金お支払い方法

① 前記（1）、（2）の料金・費用はサービス利用終了後翌月20日前後に請求書を発行しますので、翌月27日に口座引き落としにてお支払いいただきます。

② 現金でのお支払いも翌月27日までとさせていただきます。

## (4) サービス利用の中止

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、指定通所介護サービスの利用を中止することができます。この場合には、実施日の当日午前9時までに事業所に申し出てください。

**【連絡先】（電話番号）0986-53-2012**

## (5) サービス利用の変更

利用者が指定通所介護サービスの変更等を希望する場合は、いつでも事業所に申し出てください。

該当利用者に係る居宅介護支援事業所への連絡、その他の必要な援助を行います。

## 6. 苦情の受付について

当事業所は苦情受付窓口を設置しており利用者・家族からの苦情に迅速、適切に対応します。また、本事業所への苦情やご意見は、行政やその他苦情受付機関に相談することもできます。

### (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名] 生活相談員：日高 恵子

○受付時間 月曜日～土曜日（8：30～17：30）

○電話番号 0986-53-2012

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

都城市役所 介護保険課	所在地	都城市姫城町6街区21号
	電話番号	0986-23-1111
	受付時間	8:30~17:30
三股町役場 介護保険課	所在地	都城市姫城町6街区21号
	電話番号	0986-23-1111
	受付時間	8:30~17:30
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護第二係	所在地	宮崎市下原町231番地1
	電話番号	0985-25-4901 (代表)
	受付時間	8:30~17:30 (土・日・祝日は除く)

## 7. 事故の対応について

サービス提供により事故が発生した場合には、市町、家族、居宅介護支援事業所への連絡など必要な措置を講じ、事故の状況や事故に関して採った処置について記録し、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

デイサービスセンター めぐる

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始 に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※ この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。